

平成13年度に実施された包括外部監査の結果に対して、次表のとおり措置を講じました。  
 なお、監査の対象となった事件は、「財政援助団体等の出納その他事務の執行について」です。

結果（指摘）の概要	左記に対して講じた措置
<p>【(財)岐阜県広報センター】</p> <p>予算超過の支出額の処理について            情報サロン運営費(受託契約)の修繕料について、予算額超過分を事務局費(補助金)の修繕料で処理しているが、支出額が予算を超過する場合は、同一の事業の区分において予算流用処理をすることが必要です。</p>	<p>・一事業特有の支出については、同一事業内の予算で対応することとし、事務局費は事務局運営並びに間接経費に限るよう、今後の予算執行に留意します。</p>
<p>【(財)岐阜県国際交流センター】</p> <p>支出に関する会計処理について            事業費、管理費は補助金、受託事業収入及び自己財源で賄われており、補助金の精算、受託事業費の金額の確定等正確に行う必要がありますが、事業費で処理するものを管理費で処理しているものがあります。また、複数の事業で共同的に発生する費用の各費目への按分の根拠を残すことが必要です。</p>	<p>・支出目的及び内容を精査することにより、費用配分を予算額に基づき按分し、適正に執行します。</p>
<p>【岐阜県土地開発公社】</p> <p>代替地の原価振替処理について            公有用地の金額及び面積について、資産から原価振替処理のチェックが適切でないため、期末の帳簿残高と実際の残高が相違しています。土地ごとの面積、金額について、土地台帳の残高と帳簿上の残高を検証することが必要です。</p> <p>駐車場整備費用の会計処理について            駐車場を整備した工事費用について、資産計上して、減価償却により費用化することが必要です。</p>	<p>・平成14年4月に事業依頼者との間で保有残高の確認書「公共用地の先行取得に係る経費の確認表」を取り交わし、照合を行い、チェック体制を強化しました。</p> <p>・平成13年度決算において、固定資産計上しました。</p>
<p>【(財)岐阜県産業経済振興センター】</p> <p>設備貸与事業について            (1)手形の認識について            手形の受取について、会計上認識・処理することが必要です。</p> <p>(2)信用保険預り金について            機械類信用保険により保険金を受領し、預り金として処理しているが、返還の必要のないものについては、雑収入として整理する必要があります。また、機械類信用保険金受領台帳を定期的に点検し、滞留しているものがないか確認することが望まれます。</p> <p>(3)リース設備について            設備導入事業特別会計のリース設備の決算書の残高とリース設備残高集計表の金額が一致していないため、決算書と補助簿の整合性をとるよう定期的にチェックを行う必要があります。</p> <p>創造的中小企業創出支援事業における保証債務(見返)の金額について            保証債務(見返)の帳簿上の金額が実際と異なっているため、正確に把握することが望まれます。</p> <p>貸倒引当金の計上について            平成12年度末に破産宣告された会社について、当該年度に延滞債権への分類及び貸倒引当金の設定がなされていないため、延滞債権への債権の評価に関しては、広範かつ早期に情報を入手して貸倒引当金を計上し、決算書に反映させる必要があります。</p>	<p>・受取手形の受領分について、平成13年度決算から、貸借対照表上の見返り勘定として認識・処理し、脚注表示しました。</p> <p>・平成13年度決算において、返還の必要のない保険金を雑収入として計上しました。また、毎月末に機械類信用保険台帳を点検し、未収債権と請求中の保険金を含む受領保険金の状況を確認し、年度内の償却及び貸倒引当金の額を精査しています。</p> <p>・平成13年9月に平成12年度決算残高と補助簿の整合性を図りました。以後毎月末のリース設備残高集計表の確認を実施することとしました。決算書の残高については、平成13年度において修正しました。</p> <p>・創造的中小企業創出支援事業の保証債務(見返)については、平成13年度決算から正確に計上しました。</p> <p>・民間信用調査機関の情報誌等により、早期の情報把握に努めます。平成13年度決算において、債権の評価を再確認し、貸倒引当金を計上しました。</p>

結果（指摘）の概要	左記に対して講じた措置
<p>上海事務所について</p> <p>(1)繰越金について 12年度末の現金残高が決算処理されていないため、修正し、決算に反映させることが必要です。</p> <p>(2)固定資産の管理について 平成8年度の開設時及び平成11年度の移転時の備品等について資産計上することが必要です。</p> <p>(3)未払金の計上もれについて 平成12年度末の負担金残額は、平成13年度に県に返還されていますが、決算において未払金として計上することが必要です。</p> <p>飛騨・美濃物産観光センターの保管金の管理について 平成12年度末の保管金(受託商品の売上金)が1ヶ月分金庫に保管されており、帳簿上計上されていないため、日々の保管金を銀行口座へ入金する必要がある。また、年度末に保有する現金は帳簿上、現金として計上することが必要です。</p> <p>平成12年度の統合時における固定資産の処理について 統合した旧産業経済研究センターの資産について、資産計上し、決算に反映させることが必要です。</p>	<p>・平成13年度決算から、上海事務所で保有する現金残高についても、適正に資産計上し、決算に反映させました。</p> <p>・平成13年8月から、10万円以上の物品について固定資産台帳に計上しました。</p> <p>・平成13年度決算においては、確定執行額の把握に努め、本部及び上海事務所の負担金残高を未払金計上しました。</p> <p>・平成13年8月に飛騨・美濃物産観光センター会計処理基準を制定し、平成13年度決算において、適切に事業収入を計上するとともに、貸借科目についても遺漏なく会計処理を行いました。</p> <p>・旧産業経済研究センターから引き継いだ固定資産について、平成13年7月に固定資産の現物と帳簿との突合を実施するとともに、時価の算出を行い、引き継ぎ時において時価10万円以上の物品については、固定資産台帳に計上しました。</p>
<p>【(財)ソフトピアジャパン】</p> <p>資産計上漏れについて 平成8年度に委託費として処理し、取得した物品について、資産計上及び減価償却を行い、平成13年度決算において修正することが必要です。</p>	<p>・取得価額を調査の上、資産計上及び減価償却を行い、平成13年度決算報告書に計上し、平成14年6月の理事会において承認を得ました。</p>
<p>【(財)岐阜県建設研究センター】</p> <p>理事の構成について 理事の構成について、県関係者が全体の3分の1以上(18名中7名)であるため、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び同運用指針(3分の1以下)を順守するよう修正が必要です。</p> <p>決算書の表示について 収支計算書上で計上誤りや計上漏れがあるため、修正が必要で。</p> <p>遊休資産の除却処理について 固定資産のうち、現在使用されていない資産について、除却処理が必要で。</p> <p>収入の計上について 受託事業において、委託業務完了届や発注者からの検査結果通知書の日付が平成11年度であるが、平成12年度に収入を計上している場合があったため、年度内に事業を完成し、検査を行う必要があります。</p>	<p>・今後、県関係者を1名減員(6名)するとともに、外部理事を1名増員(12名)し、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び同運用指針を遵守するよう努力します。</p> <p>・税理士の月次監査に加え、外部の会計専門家に会計診断を依頼し、外部からの会計チェック体制の強化を図りました。また、適正な会計事務処理の周知徹底を図り、審査体制の強化に努めています。 なお、平成14年度から新たに導入した財務会計システムで、予算額・執行済額管理によるチェック機能を持たせ、計上漏れ等がないようにしました。</p> <p>・平成13年度に備品等の使用状況を点検し、遊休資産を除却しました。</p> <p>・受託事業については、発注者と事前に施工工程等について協議し、年度内の完成が困難な業務については、繰り越または翌年度発注等予算措置の調整をお願いしています。また、工程管理の強化を図り、契約工期内納品の遵守に努めています。</p>

結果（指摘）の概要	左記に対して講じた措置
<p><b>【岐阜県道路公社】</b></p> <p>建設事業、受託事業に対する一般管理費の賦課について 平成12年度の建設事業及び受託事業への一般管理費の賦課額についての算出根拠資料がないため、賦課に係る事業と一般管理費の発生との間の直接的な対応関係を明らかにする資料が必要です。</p> <p>有料道路別損益計算における一般管理費の配賦について 本社で発生する人件費の各有料道路に対する配賦について、公社会計規程取扱細則に準じて各道路の収入比で配賦することが必要です。</p> <p>受託業務収入、受託業務費の会計処理について 受託業務について、受託業務支払金・受入金の科目で会計処理しているが、受託業務完了時に受託業務収入及び受託業務費に振替し、損益計算書において表示することが必要です。</p> <p>固定資産の減価償却計算について 乗鞍スカイラインの公衆トイレの各種設備に関する減価償却について、公社会計規程取扱細則に規定する耐用年数により、修正が必要です。</p>	<p>・平成13年度決算から、建設事業及び受託事業への一般管理費の賦課額を、職員が従事する事務量比率（月数比率）により算出することとしました。</p> <p>・平成13年度決算から、人件費の各有料道路に対する配賦を公社会計規程取扱細則に準じて、各道路の収入比で配賦することとしました。</p> <p>・平成13年度決算から、指摘のとおり、受託業務完了時に受託業務収入及び受託業務費に振替し、損益計算書に表示することとしました。</p> <p>・平成13年度決算において、公社会計規程取扱細則に規定する耐用年数により、設備毎に減価償却費を修正しました。</p>
<p><b>【(財)花の都ぎふ花と緑の推進センター】</b></p> <p>未払法人税等の計上について 法人税等の支払額の3倍以上の金額が、未払法人税として貸借対照表に計上されているため、修正が必要です。</p>	<p>・平成13年度の補正予算において、未払法人税の計上金額を修正しました。</p>

包括外部監査の結果に添えて提出する意見に対する措置状況  
「財政援助団体等の出納その他事務の執行について」

意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>【(財)岐阜県広報センター】</p> <p>事業の支出対効果の把握について 広報効果を効果的に測定する手法の確立が望まれます。また、県民ニーズや社会情勢の変化に十分対応し、県民の意見を積極的に取り入れた広報活動を行うことが必要です。</p> <p>広報推進特別基金事業について 特別基金について、規程上、目的や運用益の用途等が定められているものの、具体的な事項については明示されていないため、基金の目的、財源を明確にした事業展開を図ることが必要です。</p> <p>有償頒布刊行物の発注方法について 財団刊行物の発注について、無料配布分と有償頒布分とを区別して発注しています。有償頒布分の発行部数があらかじめ確定しており、発注業者や印刷内容及び納入時期が同じであれば、無料配布分との一括発注で購入することが望まれます。</p> <p>領収書控の管理について 領収書控について、発行者印が押印されていないなどの不備が散見されました。領収書控は、厳格に管理することが必要です。</p>	<p>・県と連携し、県民の意見を積極的に取り入れた広報活動を実施しています。 具体的には、平成13年10月に県政モニターへのアンケートを実施するとともに、県政広報番組評価員制度による意見聴取など、広報効果の検証を行っています。 また、平成14年度から県民の生の声を迅速に県政に反映させるため、インターネットを活用したメールマガジンを発行するなど、県民との双方向・対話型の広報システムの構築に努めています。</p> <p>・広報推進特別基金の要綱を作成し、県民協働の視点で事業を展開する方針を明確にしました。</p> <p>・有償頒布分で印刷部数が確定しているものは、無料配布分とあわせて同時発注しています。</p> <p>・平成13年10月から領収書の保管・発行に係る運用を改め、領収書の適正管理を徹底しています。</p>
<p>【(財)岐阜県国際交流センター】</p> <p>中長期経営計画について 事業目的を達成するためには、ある程度安定的な事業展開が必要であり、早急に中長期経営計画を策定することが必要です。また、その計画においては、安定的な収入確保の観点及びコスト節減の観点から検討することが必要です。</p> <p>事業成果の測定について 定量的な指標や定性的な情報収集により事業成果の測定を行い、結果を文書で残す必要があります。また、この結果を各事業の目的適合性、効率性等の説明の根拠にする必要があります。</p> <p>「水と緑の国際交流基金」による助成事業助成額の計算等について 助成金交付規程により、具体的に対象経費総額から控除される場合を定める必要があります。また、助成先の事業内容について、事業報告に基づき検証するとともに、必要に応じて立入調査を実施する必要があります。</p> <p>基金の管理における決裁規定について 基金運用収入は事業費を賄う重要なものであるため、基金管理方法の決裁規定を基金管理規程において定める必要があります。</p> <p>領収書の管理 領収書及びその控えについて、厳格な管理をする必要があります。</p>	<p>・自主財源の確保や、管理費の抑制に係る公益財団法人岐阜県国際交流センター中長期経営計画を28年度末に策定しました。</p> <p>・催事参加者数や施設利用者数等の動向を測定するとともに、必要に応じアンケート調査等を実施し、事業効果の分析を行い、結果を理事会に報告しました。</p> <p>・助成金交付規程を改正し、事業報告書に基づき事業内容・実施状況等を検証するとともに、必要に応じて立入調査を実施しております。</p> <p>・決裁方法を明確にするため、事務決裁規程において、基金保管方法を理事長決裁として決めました。</p> <p>・領収書の保管・発行に係る運用を改め、領収書の適正管理に努めています。</p>

意見の概要	左記に対して講じた措置
<p><b>【岐阜県土地開発公社】</b></p> <p><b>長期保有の土地について</b>  5年以上保有する公有用地及び未成土地について、該当市町への移管、譲渡について県と一体となって積極的に協議することが必要です。また、先行取得の代替地については、計画段階において現実に将来的に必要な土地であるかどうか判断する必要があります。</p> <p><b>完成土地の評価について</b>  完成土地の時価について、どの評価方法によるか基準を設け、その基準による時価が50%以上簿価を下回る場合は鑑定評価を行い、評価換えの可否を判断する必要があります。</p> <p><b>収益と原価の対応について</b>  取得原価主義の観点から、評価換え等の場合を除き、原則として原価は計上時(取得時等)に金額が決定し、売却されて実現するまでその金額は確定していることから、計上後は土地の区画ごとに原価を決定し、売却時の収益に対応させる必要があります。</p> <p><b>事務費の原価への配賦について</b>  事務費(間接経費)の各事業原価への配賦を見直し、規程上明確にすることが望まれます。</p> <p><b>先行取得等事務費引当金の会計処理について</b>  事業完了にともなう引当金残高が整理されていないため、経理処理基準に従い整理し、特別利益に計上する必要があります。</p> <p><b>未施工工事費等引当金の会計処理について</b>  事業計画が明確でないことや予備費の計上額が多い事業があり、合理的な見積額が計上されていないため、取崩しによる特別利益への計上や客観的で正確な見積もりによる引当金額の見直しを行うことが必要です。</p> <p><b>災害補てん引当金の計上基準について</b>  現行は、当期純利益を基準に計上しているが、将来において起こりうる災害による損失額として合理的に予想される金額を計上することが必要であり、経理処理基準を改訂する必要があります。</p> <p><b>地価変動等調整引当金の算定方法について</b>  地価の低落等による損失等合理的な金額を計上するよう、経理処理基準を改訂する必要があります。また、算定方法を変更し、損失を個別に見積もって計上額を決定する必要があります。</p>	<p>公有用地については、平成16年度～21年度において再取得がなされ、全ての長期保有土地を処分することが出来ました。</p> <p>完成土地等の長期保有土地については、3事業中、2事業において、賃貸借契約の締結などにより、売上の状況です。また、残り1事業についても、県等関係機関と協力し、分譲等を推進しています。</p> <p>経理基準要綱の改正に伴って完成土地等となった未成土地については、平成24年度に地元の恵那市へ売却し、処分することが出来ました。</p> <p>代替地については、平成18年度に一部を処分したほか、平成20年度にも下呂市馬瀬下山の代替地を処分することが出来ました。なお、残りの代替地については、平成24年度に岐阜総合庁舎機能がふれあい会館へ移転したことなどに伴う駐車場不足のため、県からの要請により、暫定駐車場として貸し付けていますが、県庁舎再整備を踏まえた駐車場としての活用を含め、引き続き、県と再取得等に向けた協議を行っていきます。</p> <p>・不動産鑑定士の鑑定価格を基準とし、基準額が50%以上簿価を下回る場合は評価換えを行うこととし、経理処理基準を平成14年3月に改正しました。</p> <p>・未成土地勘定から分譲可能な状態になった時点に区画ごとの原価を確定することとし、平成13年度決算期から実施しました。</p> <p>・事務費の事業原価への配賦は、各事業を担当する組織の職員数により計上することとし、規程の改正を平成14年3月に行いました。</p> <p>・平成13年度決算で特別利益に計上しました。</p> <p>・計画が明確でない事業については、引当金全額を取崩し、平成13年度決算において、特別利益に計上しました。また、予備費の計上額が多い事業については、必要額を再精査し、平成13年度決算で残額を特別利益に計上しました。</p> <p>・5千万円以上の利益が発生した場合に計上する旨の規定を削除し、年度末の完成土地残高の2%を計上することとし、平成14年3月に経理処理基準の改正を行いました。また、平成13年度決算において当該必要額を計上しました。</p> <p>・災害補てん引当金と同様に、規定を削除し、それぞれの団地ごとに行う土地評価を基に算出した引当金額をもって計上することとし、平成14年3月に経理処理基準の改正を行いました。また、平成13年度決算期において当該必要額を計上しました。</p>

意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>繰延資産の経理処理基準について            経理処理基準を改訂し、費用の合計額が5百万円以下であっても繰延資産として計上することが必要です。</p> <p>会社整理計画による弁済債権に対する担保不動産の評価について            地域振興整備公団との共同で実施した事業に係る会社について、債権管理業務は公団が行うこととなっているが、時価の下落による担保価値の不足の危険性があるため、公団と協議しながら定期的に時価を調査する必要があります。</p>	<p>・法人税法施行令に準拠し、費用の合計額が20万円以上の場合に、繰延資産に計上することとし、平成14年3月に経理処理基準の改正を行いました。</p> <p>・地域振興整備公団より、該当土地に係る評価資料を提出してもらい、担保価値が充足されていることを確認しました。</p>
<p>【(財)岐阜県産業経済振興センター】</p> <p>投資事業組合の処理について            (1) 投資事業組合の毎期の損益の認識について            投資事業組合の毎期の損益の認識について、県と財団との間で具体的に検討する必要があります。また、投資事業組合の業務執行組合員である各ベンチャーキャピタルと協調して、新たな投資案件の決定に際しての企業の適格性の十分な検討や投資実行後の企業業況の正確な把握と助言・指導等を行い、適切な管理に努める必要があります。</p> <p>(2) 基金の運用について            「岐阜県ベンチャーキャピタル支援事業実施要領」に基づき、投資事業組合の分配金及び運用益は基金として処理することが必要です。</p> <p>貸倒引当金の計上基準について            (1) 貸倒引当金の設定対象について            貸倒引当金の設定対象について、契約変更案件分の債権は、回収可能性が疑われるものがあるため、設定対象に含めることが望まれます。</p> <p>(2) 機械類信用保険について            機械類信用保険により、損害賠償金及び損害賠償金への移管案件分に分類される債権の50%を負担しているが、未経過利息等を負担しないため、これらの部分については貸倒引当金を計上することが望まれる。</p> <p>支援事業積立金の計上基準について            ベンチャー企業等支援事業について、積立金を計上しているが、計上方法について明確にすることが望まれます。</p> <p>与信管理について            設備の貸与に関して、財団の公益性を重視すれば、財務内容の良くない企業に対しても支援していくことが求められています。財団の公益性と財務内容のバランスの面から、このような企業に対しては十分な与信管理と貸与後の債権管理を行う必要があります。</p> <p>株式の評価について            財団が保有する株式について、投資先企業の財政状態及び経営成績が懸念され、実質価額(純資産×持分比率)が株式の取得価額と比較して著しく下落し、かつ回復が認められない場合には、株式の評価損を計上する必要があります。</p>	<p>・毎期の損益の認識方法については、平成13年度決算から特別会計を設けました。            投資事業組合の業務執行組合員との協調については、組合員であるベンチャーキャピタルを構成員とする「ベンチャー企業支援のあり方に関する研究会」を平成13年度に3回、平成14年度に1回実施し、今後も継続予定です。また、平成14年度から投資実行後の企業についての情報交換会を実施しており、今後も毎年実施することとしております。</p> <p>・「実施要領」に従い、平成13年10月から基金として管理するよう改善しました。</p> <p>・貸倒引当金の設定対象について、契約変更案件分を含め債権区分毎に引当基準を整備し、個々の債務者の状況を精査し、引当金を設定しました。また、平成13年度に債権管理規程中の償却基準を、従来は、債務者に加えて連帯保証人も自己破産等の法的手続きがない限り、償却できない規定でしたが、債務者の状況により償却が行えるように改正を行いました。</p> <p>・平成13年度決算において、個別未収案件毎に精査して、機械類信用保険の実収入額と損害賠償金の差額により、貸倒引当金を計上しました。</p> <p>・平成13年度決算において、債務保証事業に係る代位弁済充当額(保険収入分を除く)等について、個別に積立金計上基準を明確にしました。</p> <p>・財務内容の良くない企業に対して貸与、リースする場合は、審査会において保証人の追加又は不動産担保徴求、中小企業支援センターの指導等の条件を付して貸与しています。また、中小企業支援センターと連携して、当該企業の経営改善、財務構造の改革をサポートするとともに、契約期間内の償還ができるよう定期訪問の実施により管理を強化し、滞納の防止に努めています。</p> <p>・平成13年度決算から投資先企業の株式の評価損を計上しました。</p>

意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>利用状況調査報告について</p> <p>(1) 回収率について 設備貸与事業における対象設備に係る利用状況調査報告の回収率が、平成12年度は大幅に下落しています。財団の公益目的を果たすため、貸与設備の効率的な使用の確認や、貸与先の状況を把握して延滞債権を未然に防止するためにも回収率の向上が望まれます。</p> <p>(2) 決算書の提出について 平成12年度の利用状況調査報告から決算書の提出を求めず、財務内容を書面で質問するにとどめています。決算書の入手により財務内容を把握し、延滞等に対して早期に対策を講じる必要があります。</p> <p>飛騨・美濃物産観光センターの管理について</p> <p>(1) 現金過不足の処理について 現金の過不足の処理について、年度末付近の経費として計上しています。現金過不足は日々把握し、実際の経費と区別して処理する必要があります。</p> <p>(2) 経費の報告体制について 財団本部への経費の報告体制について、支出内容を適時に、かつ台帳または領収書・請求書のコピーの添付等詳細な内容を報告する必要があります。また、支出の伺いについて、物品の取得等一定以上の金額についての権限は本部決裁として規定することが望まれます。</p> <p>(3) 資金の管理体制について 名古屋・大阪のセンターが支出する経費について、本部でできるだけ支払処理を行い、送金額を削減することが望まれます。</p>	<p>・平成13年度に実施した利用状況調査については、契約に定める提出義務を理解させるとともに、提出されない企業に対して督促を行い、回収率を高めました。</p> <p>・平成13年度の利用状況調査の回答の際に、決算書の添付または回答フォームを決算状況のわかるものに改めました。提出された決算内容が欠損・債務超過に陥っている企業に対しては、定期訪問による管理と中小企業支援センターの協力による指導を行い、企業の健全化のための支援に努めています。</p> <p>・平成13年8月に飛騨・美濃物産観光センターの会計処理基準を作成するとともに、平成13年度決算から、差異を現金の過不足として認識するよう適切に会計処理を行いました。</p> <p>・平成13年8月に飛騨・物産観光センターの会計処理基準を作成し、経費の報告については、本部で適宜把握できる体制を整備しました。</p> <p>・平成13年11月中旬から、県における資金前渡の原則廃止に伴い、資金前渡を原則行わないこととし、口座振込または立替金による支払方法に変更することにより、資金の管理体制を整備しました。</p>
<p>【(財)ソフピアジャパン】</p> <p>貸出施設の利用状況について 会議室などの一般貸出スペースは、高度な情報処理機器及び映像編集機器などを備えた施設を中心に、稼働率が低い状態になっています。稼働率の低い理由を把握し、利用者のニーズや将来の展望を十分に考慮して、広く一般に利用されるよう検討することが望まれます。</p>	<p>・利用の低い理由として</p> <p>①パソコンの機能向上と低廉化が並行して進み、マルチメディアソフトの開発が一般機器で容易に作成可能となり、利用者のニーズは特殊な作業についての機器に偏重している。</p> <p>②機器の使用方法について、説明できる体制が整えられていない。</p> <p>③PR不足。等が考えられます。</p> <p>対策として</p> <p>①機器の技術革新が激しく、その都度機器更新すると、財政負担が増大するため、技術の最新動向、利用ニーズ等を把握し、優先順位をつけて機器整備を進めています。</p> <p>②平成14年度の委託契約の中で、常駐技術者を配置し、利用者からの操作方法等問い合せに対応しています。</p> <p>③広報チラシを作成し、施設利用者、利用が見込める団体等に配布し、PRを行っています。また、利用団体等に対し、マルチメディア編集ソフトの操作説明会を開催しました。</p> <p>④施設利用の申込について、平成14年7月にインターネットによる予約システムを整備しました。なお、今後の施設利用率の向上を図る見直し案として、利用率の低い施設については廃止し、IAMASスペースとして学生を中心に活用する方向で、平成15年度の実施に向けて準備しています。</p>

意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>事業毎の評価の測定について 継続事業においては、事業毎の評価及びそれに基づく検討結果を可能な限り文書として作成する必要があります。</p> <p>委託業務の実施結果の分析評価について 一者随意契約により行われた業務について、実際の工程表等を入手して契約内容どおりに作業がされたことを確認する必要があります。</p> <p>遊休資産の除却について 再利用の見込みのない遊休資産は、速やかに除却する必要があります。</p> <p>貸出資産の返却について 共同研究のために貸与している資産について、研究終了後未返却の資産があります。借用書に従い、速やかに返却をしてもらうことが望まれます。</p>	<p>・実施事業の目的、効果を明確にし、進捗及び達成度の分析・評価を行い、その結果を「事業報告書」に含めて平成14年6月の理事会で報告しました。現在、「財団法人ソフトピアジャパン事業評価委員会(仮称)」の設置に向け、準備を進めており、外部人材を中心としたメンバーを選考した後、平成15年3月の理事会に諮ります。</p> <p>・平成14年度の委託業務契約締結に際し、作業工程、人量等の内訳を明記したものの提出を受け、それを精査した上契約を締結しました。また、業務完了報告においても実際の作業工程、人量等を書面により提出を受けております。</p> <p>・再利用の見込みのない遊休資産については、現物調査のうえ、除却処分を行い、その結果を平成13年度決算報告書に計上し、平成14年度6月の理事会において報告しました。</p> <p>・平成14年1月より研究成果の普及のため、引き続き機器貸与の必要があれば、新たに借用書を提出させ、借用物件の管理を徹底しています。なお、貸出に際しての借用書及び貸出管理簿を財務規程取扱細則に定め(1月1日付け改正済み)、管理体制についても整備しました。</p>
<p>【(財)岐阜県建設研究センター】</p> <p>公益法人の目的遂行について 公益性の高い業務について、人員不足等により一部受託申込を断らざるをえない状況が見受けられます。公益法人の目的を十分に果たすため、公益性の高い業務を優先して行う等の措置を講ずる必要があります。</p> <p>特定積立預金の計上について 特定積立預金の内容に不明確なものがあるため、内容を再確認し、正しく処理する必要があります。</p> <p>退職給与引当金の計上基準について 退職給与引当金の計上基準が期末自己都合要支給額の80%であるため、100%を引当計上することが望まれます。</p> <p>退職給与引当預金と退職給与引当金との会計区分ごとのバランスについて 退職給与引当預金と退職給与引当金との対応が会計区分ごとでアンバランスになっているため、会計上是正する必要があります。</p> <p>会計区分の設定について 会計区分を法人税法上の収益事業に該当するか否かにより区分しているため、本来の公益を目的とする事業か否かにより区分し、さらに必要に応じて会計部門を設置することが必要です。</p> <p>会計規程について (ア)「収支計算は現金預金をもって」と規定されているが、実際には未収金、未払金等を含めているため、実態に即して会計規程を変更する必要があります。 (イ) 補助簿の整備が規定されているが、総勘定元帳上で補助簿と同様の記載がなされているため、必要性について再考する必要があります。</p>	<p>・平成14年4月より、支援業務を一元的に管理・掌握するため、支援業務受付担当を配置し、公益性の有無を判断しています。また、平成14年6月の組織改正により企画調整担当を配置し、企画調整会議に諮るなど、公益性の高い業務を優先的に行うよう努めています。</p> <p>・特定積立預金の内容を明示するとともに、計画的な執行となるようプランを策定し、平成14年3月に開催した理事会に諮り、明確にしました。また、一部の積立預金については取崩し、平成13年度の財源に充当しました。</p> <p>・平成14年度末時点で期末自己都合要支給額の100%の引当金計上となるよう対処します。</p> <p>・会計区分ごとのアンバランスについては、すでに平成13年度当初予算において是正しております。</p> <p>・平成13年度から事業内容(公益事業か否か)による会計区分に改善しました。</p> <p>・平成13年10月に意見のとおり、会計規程を改正しました。</p>

意見の概要	左記に対して講じた措置
<p><b>【岐阜県道路公社】</b></p> <p>中長期経営計画について 道路別の採算確保、将来の無料開放といった公社特有の経営環境においては、長期的な収支バランスを考えた経営が必要不可欠であり、詳細な中長期経営計画の作成及びそれに基づく経営が必要です。</p> <p>飛騨美濃有料道路の採算について 東海北陸道の延伸により、今後大幅な交通量の減少による採算の悪化が予想されます。今後の採算確保のためには、一層の交通量の確保及び経費節減に努力する必要があります。</p> <p>有料道路料金徴収監視業務等委託契約の検討について 随意契約による3有料道路の委託契約について、指名競争入札の導入を検討する必要があります。また、指名競争入札による委託契約についても、契約条件(複数年契約、一括発注等)の検討をする必要があります。</p> <p>有料道路料金徴収監視業務等委託先への管理、評価について 委託業務指導監督要領等を作成し、管理項目、管理方法等を明確にする必要があります。また、委託先に対する評価を定期的実施し、一定の様式で記録する必要があります。</p> <p>有料道路管理事務所の管理について 管理事務所責任者(次長)の業務の範囲を明確にし、統一した事務処理要領などを作成する必要があります。また、本社の管理事務所に対する管理に関する指導監督要領及び立入調査実施計画を作成し、調査を実施する必要があります。</p> <p>事務処理の効率化について 事務処理の見直しや管理事務所間の情報交換を行い、不要な資料の作成中止、書類様式の統一化等を実施する必要があります。また、会計処理についても効率的な処理方法について検討する余地があります。</p> <p>回数通行券の返還及び返還された回数券の管理について 規程により回数通行券の返還(買取)を認めていますが、費用対効果の観点から検討する必要があります。また、返還された回数通行券は再使用されないように、無効処理をする必要があります。</p>	<p>・中長期経営計画については毎年度決算時に作成しているが、平成13年度決算から新規路線の検討、調査、計画や戦略的な管理計画を盛り込み、より精度の高い内容の中長期計画としました。収入見込みは道路毎の特殊性を加味して試算しました。費用見込みは特定費用(橋梁塗装、耐震補強など)について、現場踏査の結果を踏まえて執行年度を決定し、費用に見込みました。各路線は個別採算性ではあるが、経営状況を踏まえ、黒字路線(有料期間満了後)の損失補填金を赤字路線に充当し、収支予測を策定し、中長期経営計画に反映させました。</p> <p>・交通量減少の抑止策として、地元町村等と連携したミニイベントなどによるPR活動の強化、高山市内の旅館へのチラシ配布、回数券の委託販売先の拡充及び新聞等のメディアによる広報に努めました。また、平成14年度より管理事務所賃金職員の1名減を実施しました。今後も、出来る限りの経費節減に努めていきます。</p> <p>・随意契約による3有料道路の委託契約のうち、中津川有料道路については、平成14年度から指名競争入札を導入しました。飛騨美濃有料道路については、平成16年度から指名競争入札を導入する方針です。 なお、乗鞍スカイライン有料道路については、平成14年度で有料道路事業期間が満了します。 岐阜市内の3有料道路の複数年契約については、労務単価が下がっているという現在の経済情勢では、公社に不利益が生じることも予想され、導入は困難であると考えています。なお、一括発注については、実現に向けて検討中です。</p> <p>・毎年、7月と11月の年2回、チェックシートにより評価することにしました。</p> <p>・管理事務所責任者(次長)の業務範囲について、詳細に明示した書類を作成しました。また、管理事務所の会計検査については、検査マニュアルを作成し、検査(平成14年6月～7月)を実施しました。</p> <p>・平成14年3月にパソコン6台を導入し、職員間のメール送信を可能にする等公社間のOA化を推進しました。さらに、4月から各管理事務所ごとに執行していた経費を、本社で一元的に執行することとし、経費の削減を図りました。また、管理事務所にパソコンを配備し、書類様式を統一化しました。</p> <p>・回数通行券の返還手続きについては、事務量少なく、顧客へのサービスの一環から継続することとしました。また、平成13年7月から返還された回数通行券は、パンチで穴を開けて無効の処理をしています。</p>

意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>【(財)花の都ぎふ花と緑の推進センター】</p> <p>養老公園商品開発特別会計について  (1) 一般会計との区分について  養老公園商品開発特別会計は、養老天命反転地に係る商品の開発及び販売の管理が目的ですが、商品開発は行われず、実質的な活動内容は、商品の仕入れ及び販売になっています。活動内容を適正に開示するため、一般会計に一本化することが望まれます。</p> <p>(2) 県よりの借入金について  商品開発を目的として、県より借入金を無利子で借り入れています。商品開発が行われていないため、借入金の返済を検討する必要があります。</p> <p>(3) 商品開発費引当金について  商品開発引当金の設定根拠が明確でないため、整理する必要があります。</p> <p>現金売上の計上について(花フェスタ記念公園)  入場券販売における現金の收受ミスによる現金過不足について、特段の管理をしていないため、別の科目を計上して管理することが望まれます。</p> <p>重要印刷物の管理について  入場券、友の会会員証、クーポン券等の重要印刷物の受払は、受払管理表を作成し、厳格な管理をする必要があります。</p>	<p>・平成14年度から一般会計に一本化しました。</p> <p>・平成13年10月から新製品の開発に着手し、キーホルダーやポストカードを開発しました。現在は、ピンバッジ、布バッグ、ボールペンの開発が具体化しています。</p> <p>・平成13年度補正予算において、前年度までの引当預金を収入予算に組み入れ、整理しました。</p> <p>・現金過不足については、平成13年8月1日から「現金過不足勘定」を設け管理することにしました。また、決算時に過不足額を雑収入または雑損失に振り替えました。</p> <p>・平成13年8月から受払簿を設けて、厳格な管理を行っています。</p>
<p>【岐阜県住宅供給公社】</p> <p>住宅供給公社の設立目的について  定款に記載されている設立当初の目的はほぼ達成されており、公的住宅供給機関としての明確な目的を失っています。今後、県の住宅施策を実施する公的住宅機関として明確な目的を明示し、事業転換を図る必要があります。</p> <p>住宅供給公社の各事業について  (1) 分譲事業について  現状保有している完成宅地については早期販売及び計画実行を進め、未造成土地については早期事業化を図り、採算性悪化に伴う損失を最小限に留める必要があります。また、今後新規に分譲事業を行う場合、事業採算性を意識するとともに、公的住宅供給機関として事業を行う必要性を十分検討する必要があります。</p> <p>(2) ワークショップ24施設整備事業について  事業リスクとして、将来の民間からの買戻や事務所及び賃貸住宅部分の空室に対するリスクがあります。事業化にあたり、採算性の意識とリスク管理を徹底する必要があります。</p> <p>(3) タウンビル事業について  延滞債権が増大しているため、債権者の資産状況、支払能力を定期的に把握して損害を最小限に留めるリスク管理を行う必要があります。また、今後新規にタウンビル事業を行う場合、融資先の金融機関とのリスク分担を図るとともに、事前の与信管理を強化し、滞留債権を増加させない措置が必要です。</p> <p>(4) 管理事業について  空家対策と家賃滞納が問題になっているため、PRの強化などにより空家及び家賃滞納を減らす対策を講じるとともに、建物老朽化を修繕及び建替により機能維持する必要があります。</p>	<p>・県の住宅政策の補完的団体として、公社のノウハウを活かした政策的事業等への転換を図り、事業採算性に十分留意し、効率的かつ合理的な事業を推進し、健全経営に努力します。</p> <p>令和4年7月末までに全区画の売却が完了しました。今後について、新規の分譲事業の実施予定はありません。</p> <p>・平成14年5月1日入居開始以後、新聞等でPRを行い、稼働率の向上に努めています。</p> <p>・現在保有している債権については、滞納者に対して督促を励行し、延滞債権の減少に努めています。また、債権者から事業状況報告書及び入居・収入状況報告書を提出させ、支払い能力の把握に努めています。新規の事業については、事前審査を一層強化し、また、リスクを最小限にした方式を採用します。</p> <p>・市町村広報誌等でPRを行い、空家解消に努めるとともに、計画修繕10カ年計画を作成し、機能維持に努めています。また、顧客のニーズにあった部屋のリフォーム等を実施し、入居率のアップに努めています。</p>

意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>住宅供給公社の今後の方向性について</p> <p>先行取得した事業用地が値下がりし、不良在庫・債権の採算悪化が経営状況を圧迫しているため、従来の事業については採算性とリスク管理を再考することが必要であり、新規事業化する場合は、環境変化を見込んだ採算性とリスクを意識する必要があります。今後は、経営環境に応じた公社使命を見出すとともに、事業方法を見直す必要があります。</p>	<p>・今後は、新規の住宅宅地供給については基本的に撤退し、介護施設併設型住宅の供給、公社のノウハウを生かしたアドバイザー・コーディネーター業務等に取り組んでいきます。</p>
<p>完成宅地・未造成土地について</p> <p>(1) 完成宅地について</p> <p>3団地で、在庫及び残計画が残っています。早期に販売及び計画実行を進めて、損失を最小限に留める必要があります。</p> <p>(2) 未造成土地について</p> <p>3団地で事業が中断しています。なるべく早く事業の方向性を決定して、損失を最小限に留める努力が必要です。</p>	<p>令和4年7月末までに全区画の売却が完了しました。今後について、新規の分譲事業の実施予定はありません。</p> <p>・3団地のうち1団地については、県と土地売買契約済です。残り2団地について、1団地は県施策の「いきいき福祉のまちづくり構想」モデル事業候補予定地となっております。残りの1団地は関係機関と協議の上、早期事業化に努めます。</p>
<p>適正な原価計算(特に間接費配賦基準)による事業損益の状況について</p> <p>間接的な事務費(割掛経費)は、合理的な配賦基準(直接費、人員など)を設定し、事業別損益が明確になる原価計算を行うことが望まれます。</p>	<p>・住宅供給公社新会計基準に基づき、平成13年度において、各部門の職員在籍人員の比率により配賦し、決算処理を行いました。</p>
<p>引当金について</p> <p>(1) 修繕引当金について</p> <p>大修繕のために設定した引当金額は、固定負債に計画修繕引当金として振替え、大修繕実施時に取崩し処理をすべきです。また、合理的な見積もりができない小修繕の部分については、取崩し、特定準備金や剰余金などに振替える必要があります。</p>	<p>・住宅供給公社新会計基準に基づき、平成14年3月31日現在は旧基準で決算処理を行い、平成14年4月1日現在において新基準により、計画修繕引当金に振替えました。</p>
<p>(2) 特別修繕引当金について</p> <p>特別修繕引当金は、合理的な引当基準はなく、主に利益留保性引当金として計上されているため、取崩し、特定準備金や剰余金などに振替える必要があります。</p>	<p>・住宅供給公社新会計基準に基づき、平成14年3月31日現在は旧基準で決算処理を行い、平成14年4月1日現在において新基準により、特定準備金及び利益剰余金に振替えました。</p>
<p>(3) 空屋及び貸倒引当金について</p> <p>空屋及び貸倒引当金は、債権について、過去の貸倒率などを基準に貸倒引当金を設定すべきです。また、現在設定している事業以外においても貸倒の可能性のある債権について設定する必要があります。</p>	<p>・住宅供給公社新会計基準に基づき、平成14年3月31日現在は旧基準で決算処理を実施し、平成14年4月1日現在において新基準により、貸倒引当金、特定準備金及び利益剰余金に振替えました。</p>
<p>(4) 貸倒損失引当金について</p> <p>貸倒損失引当金は、滞納発生前の一定率の考え方で貸倒実績率などを用いるとともに、貸倒懸念債権がないかどうか確かめる必要があります。</p>	<p>・平成14年3月に岐阜県住宅供給公社貸倒引当金取扱要綱を制定し、債権毎に引当金を計上しました。</p>
<p>(5) 団地整備引当金について</p> <p>団地整備引当金は、合理的な引当基準がなく、利益留保性引当金と預り金を包含して計上しているため、取崩し、特定準備金、剰余金及び預り金に振替える必要があります。</p>	<p>・住宅供給公社新会計基準に基づき、平成14年3月31日現在は旧基準で決算処理を行い、平成14年4月1日現在において新基準により、預り金、特定準備金及び利益剰余金に振替えました。</p>
<p>(6) 調査及び損害等引当金について</p> <p>調査及び損害等引当金は、合理的な引当基準がなく、利益留保性引当金と未造成土地に係る災害復旧に要する将来発生費用を包含して計上しているため、利益留保性引当金の部分は取崩し、特定準備金や剰余金に振替え、未造成土地に係る災害復旧に要する将来発生費用の部分は、損害補償損失引当金などの名称の引当金を設定し、引当基準を明確に設定した上で振替える必要があります。</p>	<p>・住宅供給公社新会計基準に基づき、平成14年3月31日現在は旧基準で決算処理を行い、平成14年4月1日現在において新基準により、特定準備金及び利益剰余金に振替えました。</p>

意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>滞留債権の状況について  (1) 分譲事業の割賦未収金について  i 滞留債権者の状況について  利息滞納者が発生しているため、一般債権又は貸倒懸念債権に区分して貸倒引当金を計上する必要があります。</p> <p>ii 契約上の対応について  利息滞納者について、今後の返済に懸念があるならば、後払金(元本)請求をして、損害を最小限に留める必要があります。</p> <p>iii 会計上の対応について  会計上、割賦未収金は、固定資産として計上する必要があり、割賦未収金から生じる利息は事業外損益の受取利息に計上することが妥当です。原価計算における間接費は配賦しないことが妥当です。</p> <p>(2) タウンビル事業の長期割賦未収金について  i 管理上の対応について  滞留債権に対する管理強化のため、督促の励行又は法的措置による解消をする必要があります。また、事前に与信管理を強化し、定期的な債権者の資産状況、支払能力の把握により、損害を最小限に留める必要があります。</p> <p>ii 会計上の対応について  貸倒引当金の設定について、一般債権又は貸倒懸念債権に区分して引当金を計上する必要があります。</p> <p>(3) その他債権について  i 分譲事業の未収賃貸地代について  分譲事業の未収賃貸地代は、一般債権又は貸倒懸念債権に区分して、貸倒引当金を計上する必要があります。</p> <p>ii 賃貸事業の未収家賃等について  賃貸事業の未収家賃等は、貸倒引当金を計上する必要があります。また、すでに退去した者については、債権取り立てが著しく困難であると認められるため、不納欠損処理をすることが望まれます。</p> <p>iii 未収金(その他)について  下水処理管理費に関する債権は、一般債権又は貸倒懸念債権に区分して貸倒引当金を計上する必要があります。</p> <p>原価未精算勘定について  原価未精算勘定は、資産性負債性の不明瞭な勘定であり、損益計算書の損益をゼロに利益調整する際に用いられているため、取崩し、特定準備金などに振替える必要があります。</p> <p>固定資産について  (1) 簿外資産について  分譲資産販売後の残地などについて、資産計上する必要があります。また、簿外資産を作らないよう管理面を強化する必要があります。</p> <p>(2) 土地の処分について  簿外土地や資産計上している土地について、売却や譲渡などの処分を検討することが望まれます。</p>	<p>・平成14年3月に岐阜県住宅供給公社貸倒引当金取扱要綱を制定し、債権毎に引当金を計上しました。</p> <p>・延滞者との面談を行い、納付依頼をし、納付または分割納付処理をしました。また、未納付者については、本人からの分割支払の誓約書を徴収し、現在誓約書どおり納付済みであり、今後納付されない場合は、法的措置を実施する旨通知済みです。</p> <p>・平成13年度において、割賦未収金は固定資産へ振替え、利息は事業外損益で処理しました。</p> <p>・平成14年1月に個別に経営状況等の報告を依頼し、把握に努めています。今後も、定期的な報告を求めています。</p> <p>・平成14年3月に岐阜県住宅供給公社貸倒引当金取扱要綱を制定し、債権毎に引当金を計上しました。</p> <p>・平成14年度中に貸倒引当金を設定します。</p> <p>・平成13年度において、貸倒引当金繰入等基準の見直し及び不能欠損処理をしました。</p> <p>・下水処理管理費は、預り金勘定にて経理をし、施設引渡時点において精算還付することから、一般債権として認識していないため、引当金の設定の必要はないと考えています。</p> <p>・分譲資産の価額調整をする勘定としているため、完成宅地簿価額の改定財源とし、平成13年度決算において取崩しました。</p> <p>・平成13年8月末に資産計上しました。</p> <p>・平成14年11月1日付で3筆(818㎡)譲渡済みであり、他の土地については、移管及び譲渡について交渉中であり、随時整理しています。</p>

意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>【(社)岐阜県森林公社】</p> <p>分収造林事業について</p> <p>(1) 分収造林の時価について 分収造林勘定の時価の計算方法について、全国的にも試行錯誤の段階と思われませんが、今後は、計算方法の定着をにらみつつ、経営管理上簡便的にでも試算することが望まれます。</p> <p>(2) 県借入金について 県と公社の一体性から考えると、可能な限り県及び公社外に資金流出することを防ぐことが、いわゆる連結会計的には望まれます。県以外からの借入力を極力減らすためには、県借入金の増額や利子の減免等の方策が考えられますが、これらの方策には、分収林が有する公益的機能を積極的にPRし、県民の理解を得ることも一法と思われれます。</p> <p>白山林道事業について</p> <p>(1) 減価償却の会計方針の見直しについて 建物・構築物の減価償却は、期末正味財産合計額が0円になるまで行っていますが、減価償却の額は、時の経過に基づく資産の価値の減少に起因するものであり、会計方針の見直しが望まれます。</p> <p>(2) 白山林道事業の経営状況について 建物・構築物について、税法で認められる通常の方法で償却した場合の減価償却不足額を考慮すると、極めて厳しい財務状態に陥っていることになるため、白山林道事業の経営のあり方について検討する必要があります。</p> <p>退職給与引当金の計上基準について 受託事業会計については、期末自己都合要支給額の100%であるが、その他の会計は40%であるため、要支給額の100%を引当てる会計方針に統一することが望まれる。</p>	<p>・全国的な共通課題であることから、その動向を見ながら試算方法を検討します。</p> <p>・県からの借入金について、平成14年度から新規借入分は民間資金導入方式とし、既借入分は利率変更をし、無利子としました。 また、現行の分収造林方式による新規造林は凍結し、新しい事業の枠組みは平成14年度に「公益森林整備協議会」で検討しています。 なお、森林の持つ公益的機能については、公社ホームページ等を通じ、積極的にPRを行っています。</p> <p>・平成14年度に白山林道検討会を設置し、会計方針を含めた白山林道事業経営のあり方について検討しており、今年度中に方針を決定します。</p> <p>・退職給与引当金については、平成13年度決算において、100%計上しました。</p>